

2021年3月23日付で「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」が制定され、2021年6月30日から施行されました。新たに研究を実施する研究責任（代表）者は、以下の表に従って該当する審査機関の審査を受けてください。

研究実施体制		審査機関
本院のみで実施される研究		本院の「生命・医学系研究倫理審査委員会」
多機関 共同研究	本院の研究責任者が研究代表者である場合	本院の「生命・医学系研究倫理審査委員会」（一括審査も受託） * 他機関に設置されている委員会へ申請する場合は、理由書の提出が必要です。臨床研究事務局にご連絡ください。
	本院の研究責任者が研究代表者でない場合 (個別審査／一括審査いずれにするかは、研究代表者等研究者の判断による)	一括審査とする場合： 研究代表者が申請する倫理審査委員会 * 研究代表者が他機関に設置されている倫理審査委員会に申請する場合は、本院の「生命・医学系研究倫理審査委員会」への申請は不要です。
		個別審査とする場合： 本院の「生命・医学系研究倫理審査委員会」 * 一括審査によらず個別審査とする場合には、研究責任者は、本院の「生命・医学系研究倫理審査委員会」に申請してください。

尚、当院の研究責任者等の要件は以下となります。申請する審査機関にかかわらず、利益相反の申告、研修認定番号の取得が必要となります。

【研究責任者】

- (1) 本院の教員又は特任教員
- (2) 国立大学法人北海道大学の教員又は特任教員であって本院の業務を兼務している者
- (3) 本院の検査・輸血部長、検査・輸血部副部長、臨床検査技師長及び副臨床検査技師長
- (4) 本院の放射線部長、放射線部副部長、診療放射線技師長及び副診療放射線技師長
- (5) 本院のリハビリテーション部長及びリハビリテーション部副部長及び理学療法士等の技師長及び副技師長
- (6) 本院の病理部長及び病理部副部長
- (7) 本院の薬剤部長、薬剤部副部長及び副薬剤部長
- (8) 本院の看護部長、副看護部長、看護師長及び副看護師長
- (9) 本院の医療技術部長及び医療技術部副部長
- (10) 本院の栄養管理部長、栄養管理部副部長、栄養士長及び副栄養士長

【研究分担者】

- (1) 本学の教員又は特任教員
- (2) 本院で診療に従事する医師又は歯科医師
- (3) 本院で診療に係る業務に従事する薬剤師、看護師及び検査技師等